

## 聚楽保育所の今後の方針について

聚楽保育所については、公の施設の適正保有量の観点からも検討を行うこととし、地域の保育ニーズやその将来予測等を踏まえ、施設の縮小や廃止も含め、あらゆる選択肢の検討を進めてまいりました。

検討の結果、聚楽保育所の民間移管に係る意向調査において意向を示す法人等がなかったこと及び地域の保育ニーズ等を踏まえ、聚楽保育所については、現在の在所児全員が卒所する令和8年度末をもって廃止する方針としました。

現在、京都市議会5月市会へ、京都市保育所条例の改正について提案しております。

(参考)

### 1 意向調査の結果

調査対象：京都府内において、認可保育所、認定こども園又は認可幼稚園を運営している者

※ これまで「京都市内」に施設を設置している者としていたが、「京都府内」に拡大して実施

実施時期：令和3年3月26日～令和3年4月15日

実施結果：回答なし

### 2 中京区の保育ニーズ

中京区の就学前児童数及び保育利用者数並びに中京区内の保育施設の定員割れの状況を含む令和3年4月時点の保育利用調整の状況から、聚楽保育所を廃止したとしても、今後の利用調整を行うことはできると判断した。

### 3 廃止の方針とその時期

上記1、2により、聚楽保育所は廃止することとした。ただし、時期については、現在の在所児が卒所する令和8年度末までは市営保育所として運営し、令和9年4月1日とした。